

著作権にまつわる話

知的財産アドバイザー 中村 邦彦

著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものとされ、対象が広範囲です。

著作物を他人に無断で利用させない権利を著作権といいますが、著作権には財産権である著作権とは別に、著作者の人格が傷つけられないよう保護する為の著作者人格権があり、公表を決める権利（公表権）、氏名を表示するか、実名かペンネームかを定める権利（氏名表示権）、無断で改変されないための権利（同一性保持権）の3つの権利から構成されています。そして、著作権には、複製、上演、公衆送信、展示、頒布、譲渡、翻訳、翻案、等々の権利がありますが、保護期間はTPP加盟により、それまでの50年から（2018年12月30日付で）個人の著作物で死後70年間、団体の著作物や映画の著作物で公表後70年間と長くなりました。という具合に対象範囲が広く、権利も複雑なので、以下に分かり易く具体的に事例で説明します。

論文の文章や図表は言語や図形の著作物ですが、引用せずに、又は引用の範囲を超えて、他人の論文や図表をコピー＆ペーストすると、盗用の疑義を持たれます。

楽曲と歌詞は、音楽の著作物です。歌手の森進一さんは、「おふくろさん」のイントロ前に、自身の母親への思いをせりふにして挿入したことが、作詞家を精神的に傷つけたとされ、著作者人格権の行使により歌えなくなったことがありました。

ダンスの振り付けも著作物です。荒川静香さんがトリノオリンピックでイナバウアを披露し金メダルを獲得したとき、映画マトリックスで上体を後ろにそらして弾丸をよける演技をした俳優のキ

アヌ・リーブス氏が著作権侵害で訴えるという報道があり大変驚かされましたが、後でエイプリル・フールのジョークだと判明しました。

美術物の著作物は、絵画を購入してもその著作権を購入している訳ではないので、著作者の同意を得ずして複製して頒布すると著作権侵害になります。

建築物や設計図も著作物ですが、改築、修繕又は模様替えによる改変については、著作者の同一性保持権は適用されないとされています。

映画の著作権は制作会社が保有しますが、小説、漫画、映画等の著作物をリメイクした映画は現著作物が翻案、改変された二次著作物になります。法律では二次著作物には原作者も権利を有する為、当該権利の譲渡等について契約で詳細な取り決めが行われます。

プログラムやデータベースも著作物です。研究の一環として、プログラム作成を外注するとき、そのプログラムを改変し、第三者に利用許諾する為には、プログラムと一緒に著作権も買取り、著作者人格権を行使しないという契約を交わしておく必要があります。

著作権の制限として、著作物は、私的使用を目的とするときは複製することができます。公表された著作物は、公正な慣行に合致し、かつ、正当な範囲内であれば、引用して利用することができます。教育機関で授業や試験に使用するとき、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができます。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでないとされています。

さて、AIの時代が到来しますが、AIの創作物の著作権はどうなるのでしょうかね。